大阪府条例第　　　号

大阪府立国際会議場条例等の一部を改正する条例

（大阪府立国際会議場条例の一部改正）

第一条　大阪府立国際会議場条例（平成十一年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （利用料金）第十一条　（略）２　（略）３　指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、知事が定める方法により、後納させることができる。４　第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。５―７　（略） | （利用料金）第十一条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表　に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４―６　（略） |
|  |  |

（大阪府立体育会館条例の一部改正）

第二条　大阪府立体育会館条例（昭和六十一年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （利用料金）第十一条　（略）２　（略）３　指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。４　第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。５　委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。６・７　（略） | （利用料金）第十一条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４　前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。５・６　（略） |

（大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正）

第三条　大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （利用料金）第十一条　（略）２　（略）３　指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。４　第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。５　委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする６・７　（略） | （利用料金）第十一条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４　前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。５・６　（略） |

附　則

　この条例は、令和三年四月一日から施行する。